

中学校プール施設の廃止と水泳授業の対応について

標記の件について、令和3年9月17日付けで鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会に諮問したところ、別添のとおり答申をいただきました。

今後の小・中学校のプール施設と水泳授業については、答申内容を踏まえた上で、下記のとおりとします。

記

1 小・中学校プール施設について

- (1) 中学校のプール施設は、令和4年度から廃止する。
- (2) 小学校のプール施設は、当面の間維持する。

2 小・中学校での水泳授業について

- (1) 中学校での水泳授業については、プール施設の廃止に伴い、実技については、令和4年度から実施しないこととする。ただし、水泳の事故防止に関する心得については、授業で取り上げる。
- (2) 小学校での水泳授業については、プール施設の当面の維持に伴い、今までどおり実施していく。
- (3) 今後、小・中学校の水泳授業と施設のあり方を検討する際には、民間施設の活用等を含めて検討することとする。

3 その他

- (1) 中学校での水泳授業における実技の廃止に伴い、保健体育の授業を中心に、生徒の学習活動に変更が生じることも想定されることから、生徒にとって有意義なものとなるよう各校の特色を踏まえて、授業内容を検討していく。
- (2) 廃止したプール施設の安全確保・有効活用を含めて、教室や体育館などの学校施設の計画的な修繕や改修、維持管理等に取り組み、子どもたちが安全で快適な学校生活を送るための教育環境の整備に関し、一層配慮していく。